

第44回徳島県情報公開審査会会議議事録

- 1 開催日時
平成19年6月11日(月) 午前11時から11時30分まで
- 2 開催場所
県庁 10階 中会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
井関委員、谷口委員、古本委員、松尾委員(会長)
 - (2) 事務局
上松企画総務部参事 ほか
- 4 審議の内容
情報公開条例の改正要望について
- 5 議事の概要
別紙のとおり

(別紙)

【開 会】

会 長

ただ今から第44回徳島県情報公開審査会を開会いたします。

本日、御審議いただきます事案は、お手元に御配布の会議次第のとおり、「情報公開条例の改正要望」について会議を公開で審議いたしたいと思しますので、よろしくお願いします。

なお、本日は、一般傍聴の方が5名おいでしております。

【審 議】(情報公開条例の改正要望について)

会 長

それでは、「情報公開条例の改正要望」について審議いたします。

本件につきましては、既に提言案を取りまとめておりますので、字句修正を含めて御審議いただきたいと思います。

その前に、6月5日に「徳島県情報公開条例改正を求める会」から、私ども審査会委員に対して要望書が提出され、事務局から各委員に送付されたところです。

この要望書のポイントを一口で申し上げますと、「対象文書を条例施行以前の文書まで拡大する」ことについて、再度要望するものであります。

この件につきましては、平成13年10月の条例改正後は対象文書が「組織共用文書」になっているんですが、それ以前は「決裁・供覧文書」が対象になっています。

私ども第三者機関である審査会も、条例発足当初は、全国的に公文書公開審査会という名前でした。今は情報公開審査会に権限が拡大されています。要するに、本県においても、条例施行によって情報公開制度を発足させてから平成13年10月1日までは、「決裁・供覧文書」を対象に公開をしてきました。そして、異議申立てがあった場合は、第三者機関である私ども審査会で厳正に審議するというシステムでした。

これまで、「対象文書の範囲」について議論してきたんですが、一般の方にはわかりにくい面があったと思います。条例を改正して、平成13年10月1日から県民の皆さんに公開していく公文書は、「組織共用文書」としてあります。それで、条例改正以前の「決裁・供覧文書」と「組織共用文書」と、どう具体的に違うのか、こういう点について、住民団体の方々にもしっかりと御理解いただきたいと思います。結局、条例がスタートしてから平成13年10月までは、請求があったときは、県の文書管理規程に定めがあり、厳正に保存してきた「決裁・供覧文書」に限り対象としてきました。保存期

間は、5年とか10年とか、文書の重要度に応じて決めています。それで、どう違うのかといえば、私どもは成熟した公文書と呼んで参りました。決裁で責任者が、実施機関のそれぞれの幹部がハンコをついている、決裁をしている、これが成熟した文書です。しかし、そこへ至る過程の書類だとか、あるいは個人的なメモとか、説明資料とか、ケースバイケースでいろいろありますが、そういうものは、県民への公開には耐えられないという解釈です。各都道府県とも、情報公開がまだ十分定着して軌道に乗っていなかった関係もありまして、結局、「決裁・供覧文書」に限って、公文書として保存、公開をやってきました。そういう過程を踏まえますと、やはり今この際に条例改正以前の段階まで「組織共用文書」を適用して、公開をするということは、事実上、公文書として保存していない、文書管理規程に公文書として定められていない文書も含めて公開するということになります。これは大変な混乱が起こります。さかのぼって言えば、当時、決裁のハンコを押して、実施機関を指揮監督していた幹部の方には、もう亡くなられた方もおります。それから、個人的なメモというのは、あくまでも個人的なメモであります。私どもは、条例改正によって「組織共用文書」を対象にした場合にも、個人的なメモは含まないと論議をしています。はっきりとそういうことを答申にうたっています。

関連して言えば、私どもは情報公開懇話会の時代から、警察、議会などを実施機関に参加させるべきだ、聖域として認めるのはおかしいと、声を大にして言ってきております。全国的な流れもあり、一番最初に条例を設けた神奈川県、埼玉県の場合でも、やっぱり警察は実施機関に入っていませんでした。それが、本県の場合は、長い間かかって、ようやく平成14年4月1日、条例改正から半年後に実施機関に参加しました。この場合も、やはり、この条例改正以前の文書は、「組織共用文書」というよりも、もう全然公開の対象にできないということでやっています。

こういうことの整合性の面を考えましても、矛盾しています。各都道府県でいろいろとやり方がありますが、本県では、やはり、無用の混乱を起こすような、しかも矛盾することは、私ども第三者機関としても不相当だということから、「現行の規定を維持することが妥当である」と決定しました。私どもは、本当に第三者の立場から、実施機関にも遠慮せずに、そういう意見をまとめたところです。

以上が、この問題の、「現行の規定を維持することが妥当である」という結論に至った趣旨であります。わかりにくい点があったかと思いますが、趣旨はそういうことです。改正要望の住民団体の皆様方にも、正しく理解を頂

けるように、事務局から御理解を求めていただきたいと思います。

これは、私の意見を押しつけるわけにもいきませんので、方針を決めた後で異例のことなのですが、住民団体の御熱心な御要望にお応えしまして、あらためて各委員からも一つ忌憚のない御意見を出していただきたいと思います。会長としての私の意見は述べましたが、それにとらわれることなく、御遠慮なく、御意見をたまわれればと思います。

委員 住民団体の方のお気持ちというのは、すごくわかります。何かあったら見たいと、当時の状況を知るものがあるのなら、どんなものでも見たいというお気持ちはすごくわかりますし、保存されている文書は何でも出せたらいいのかなと思います。前回までの審査会でお聞きしたら、管理の状態が以前はしっかりしていなかった。管理すべき「決裁・供覧文書」とそれ以外の文書が混ざった状態で保管されている。結局、保管状態、管理状態があまりよくない。それは本来あるべき状況ではないのですが、今更どうすることもできないのかなと、そこはちょっと難しいのかなと、やっぱりこの間違えた結論でいかにざるを得ないのかなと思います。やっぱり文書管理がきちんとできていないというのは、組織としてあるべき状況ではないと思いますが、ただ、年数も経ってしまって、今更どうすることもできませんので、個別に判断して、もし出せるという判断をできたら、そのところが判断されたものに関しては出してもいいのではないかという気はするんですが、ただその判断を今の職員ができるかどうかだと思います。やはり、ちょっと難しいのかと思います。

委員 これまでいろいろ議論をしてきましたし、今日も最終的に提言をまとめていただいています。そのまとめていただいていることで結構です。特に意見はありません。

委員 平成13年度以前は文書管理がきちんとできていない面もあったということを確認した上で、これからそういうことがないようにきちんと管理していくということで、それ以上のものはやはり、前回までの議論のとおり、出すと決めてしまいますと、やはり全部出すことになってしまいますので、それは大きな混乱を招くと思いますので、前回の決定でいいと思います。

会長 ありがとうございます。

それでは、全員、「現行の規定を維持することが妥当である」ということ

で御意見を集約できると思います。この問題は、追って、重ねてになります
が、字句表現を含めまして、本審議の段階で審議したいと思います。

それでは、お手元の資料を御覧頂きたいと思います。

まず、本日の審議の1番目としまして、「請求権者の範囲」について、事
務局に朗読をお願いします。

(事務局朗読)

会 長 それでは、この件について、何か御意見はございますか。
特に御意見もないようですので、この件につきましては、原案どおりとす
ることで御異議ございませんか。

(委員了解)

会 長 それでは、「請求権者の範囲」につきましては、原案どおりとすることに
決定いたしました。
続きまして、2番目の「請求方法」について、事務局に朗読をお願いします。

(事務局朗読)

会 長 それでは、この件について、何か御意見はございますか。
特に御意見もないようですので、この件につきましては、原案どおりとす
ることで御異議ございませんか。

(委員了解)

会 長 それでは、「請求方法」につきましては、原案どおりとすることに決定い
たしました。
次に、3番目の「対象文書の範囲」についてですが、これは冒頭に住民団
体からの再要望を踏まえて、各委員の御意見をお聞きしていますが、あらた
めて、何か御意見はございますか。
特に御意見もないようですので、この件につきましては、「現行の規定を
維持することが妥当である。」ということで御異議ございませんか。

(委員了解)

会 長 それでは、「対象文書の範囲」につきましては、そのように決定いたしました。

「対象文書の範囲」について、事務局に朗読をお願いします。

(事務局朗読)

会 長 それでは、字句表現について、何か御意見はございませんか。

(委員了解)

会 長 それでは、原案どおりとすることに決定いたしました。

次に、審議の過程で出てまいりました問題点について、特に知事に要望すべきだと認められるものを「付帯的要望」として、提言とあわせて要望したいと思います。

「付帯的要望」について、事務局に朗読をお願いします。

(事務局朗読)

会 長 それでは、この件について、何か御意見はございますか。

特に御意見もないようですので、この件につきましては、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(委員了解)

会 長 それでは、「付帯的要望」につきましては、原案どおりとすることに決定いたしました。

以上で提言案の審議が終了しました。ありがとうございました。

それでは、本日提言を行うとすると、どのような予定になりますか。

事務局 本日ですと、午後に予定を取りたいと思います。

会 長 委員の皆様方もお忙しいとは思いますが、御都合がつく方は私と御一緒に提言していただきたいと思います。

【閉 会】

会 長

他に何かありませんか。

特にないようですので、これもちまして本日の会議を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。